

第 7 次神奈川県保健医療計画の中間見直しについて

1 第 7 次保健医療計画について

- 医療法に基づき策定。
- 平成 30 年度から開始。計画期間を 6 年としている。
(平成 30 (2018) ~令和 5 (2023) 年度)
本年度は計画策定から 3 年目のため、中間見直しを実施する時期となっている。

2 中間見直しについて

(1) 第 7 次神奈川県保健医療計画策定時における本県の方針について

- 在宅医療その他必要な事項については、3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することとされている。(医療法第 30 条の 6)
- 併せて、計画期間の中間年である平成 32 (2020) 年に基準病床数の見直しを検討することとし、その間、増加する医療需要に対して各医療機関が病床利用率を上げる努力をした結果や、地域医療構想調整会議を通じた適切な役割分担の進捗状況を検証し、改めてその時点で医療需要の将来推計と比較して平成 32 (2020) 年以降増床することの必要性について判断する。
- なお、計画策定時の基準病床数の算定に係る考え方は次のとおり。
 - ア 川崎南部、相模原、湘南西部、県央
医療需要の大幅な増加が見込まれ、新規の病床整備を計画的に行う必要があることから、地域の意見を踏まえ、計画期間の中間年である 2020 年推計人口を用いて予め人口増を見込んだ基準病床数を算定する。
 - イ 横浜、川崎北部、横須賀・三浦
本県の中でも特に医療需要が増加することが見込まれているが、一方で、病床の整備は医療従事者の確保等と合わせてより慎重に行う必要があることから、毎年度、まずは原則どおり計画策定時の人口を用いて基準病床数を算定したうえで、地域の医療提供体制の現状等を踏まえて、見直しを行うことを検討する。
 - ウ 湘南東部、県西
地域の意見を踏まえ、原則どおり計画策定時の人口を用いて基準病床数を算定する。

(2) 国からの指針等

- 厚生労働省は、都道府県が行う医療計画の策定に関して「医療計画作成指針」(以下「指針」という。)を示している。

- 国が設置している「医療計画の見直し等に関する検討会」（以下、「検討会」という。）において、5疾病・5事業および在宅医療ごとの課題の把握と指標の見直しの方向性が示された（令和2年3月2日）。
- 検討会における議論を踏まえ、令和2年4月13日付けで同省は、中間見直しに向けて、指針の改定等を都道府県に通知した。

3 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対応について

- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、同省は令和2年5月12日付けで、「見直しの議論を令和2（2020）年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降となったとしても差し支えないものとする」と都道府県に通知した。
- 他方、今年度改定予定の介護保険事業計画については、国から特に改定時期の変更について通知されていないため、当該計画との整合性を図ることが必要。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を最優先としながら、改めて見直し時期や内容の検討を行った。

4 県の方針(案)について

- 計画策定時における方針も踏まえつつ、3つの論点から、見直し時期や内容を検討したところ、県としては次のとおりとしたい。
 - ・ 令和2年度中に中間見直しを行う。
なお、見直し項目については、改定予定の介護保険事業計画との整合性を図りつつ、5疾病・5事業の所管課に照会の上、必要最低限の項目に絞り込む。
 - ・ 基準病床数の見直しについては、その要否を含め、全地域で検討する。

【論点】

- ①介護保険事業（支援）計画との整合性
→特に在宅医療の部分での整合性を図るため、最低限の見直しは必要。
- ②丁寧な検討
→新型コロナウイルス感染症への対応を優先すべきであり、見直しの作業に注力することは困難。
→先延ばしをしても、新型コロナウイルス感染症が収束しているかは不明。
- ③新型コロナウイルス感染症への対応
→新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた計画の見直しについては、適切な時期に成果や課題を検証し、感染症予防計画や新型インフルエンザ等対策行動計画など関連計画の見直しと合わせて行う。

5 スケジュールについて

時期	会議等	内容
7～8月	第1回保健医療計画推進会議	中間見直しの方針・項目の協議
8～9月	第1回地域医療構想調整会議	
9月	第2回保健医療計画推進会議	素案の協議・検討
10月	県医療審議会	
10～12月	第2回地域医療構想調整会議	
11～12月	第3回定例会（常任報告）	素案を報告
12～1月	パブリックコメント募集	素案を基に意見募集
1～2月	第3回地域医療構想調整会議	案の協議・検討
2～3月	第3回保健医療計画推進会議	
2～3月	第1回定例会（常任報告）	案を報告
3月	県医療審議会	
4月1日	中間見直しを公表	

※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、変更する可能性あり